

令和4年(ワ)3562号賃料等請求事件

原告 砂川智秀

被告 特定非営利活動法人L a - V i d a 外3名

令和5年6月1日

大阪地方裁判所第8民事部1ア係 御中

## 第7準備書面

特定非営利活動法人L a - V i d a 呉屋



呉屋順

原告砂川の令和5年4月26日付準備書面7についての認否反論

### 第1 被告呉屋準備書面に対する反論

#### 1. 原告が立ち上げた法人等に関する主張について

しかしながら～2頁目5行目承認している。について否認する。被告呉屋押印しておらず承認していない。また被告呉屋は～LLPについて不知というのはありえない。について否認。被告呉屋は通帳を持ち去っておらずLLPについても不知である。さらに被告呉屋は自然環境保護協会～就任承諾書に押印しており。について認める。自然環境保護協会に自然保護の活動の為に就任したが実際活動する事なく休止状態になっていた。代表の訴外砂川京子も何も活動していないと認識している。しかし原告砂川が自然環境保護協会の名を利用して何かをしていても分かりようがない。

#### 2. (1) ア契約書の成立の真正について

甲1. 2. 17の～無断で押印することは不可能である。について否認する。シェルターの横が特定非営利活動法人L a - V i d a事務所兼自宅になっており原告が宮古島に来島する際はその事務所に宿泊していた。その

間被告呉屋は別の場所に移動している。当時は原告と協力関係にあった事から事務所にある印鑑含め書類一式を置いていた時期があった。その間に原告が利用できる環境であった。しかし宮古島アニマルレスキューチームの関連なるものは当時の活動メンバーと共有管理しており特定非営利活動法人L a - V i d aの傘下ではなかった為事務所には通帳など置いていない。

2. (1) イについて。動物保護事業に関する～起りえないものであること。について否認する。特定非営利活動法人L a - V i d aと宮古島アニマルレスキューチームは別々の団体で活動していた。L a - V i d aについては原告からの支援金で活動していたが宮古島アニマルレスキューチームは一般から寄付金を募り別口座で賄っていた。会計も別で一般報告しており原告砂川は一切関与していない。

2. (1) ウについて。被告呉屋は～返済を行っている甲23。について否認する。甲17の修繕費用の一部を振り込んで欲しいと原告に言われ指定された口座に振り込んだものであり甲20甲23の契約に基づいてのものではない。

2. (1) エについて。被告呉屋は～合理性がないことは明らかである。について否認する。内容証明が送られてくる前から何度も否認しているが聞き入れられず、話に終着点が見られなかった。内容証明についても最初から訴訟を起こすつもりで原告から送られてきていたのと、捏造された契約書は訴訟が始まるまで知らなかったのものでその事に関して否定のしようがなかった。訴訟になる前に共通の知り合いに原告は何の契約書の事を言っているのか確認して貰ったが原告は裁判で不利になる事は教えないと原告は知り合いを通じて返事している。

2. (2) アについて。特定非営利活動法人L a - V i d aの設立当初原告が資金面など支援するので代表として活動しないかという話から始まった。大阪にて設立したのもあり原告から自宅を利用するよう勧められた経緯がある。被告呉屋は別宅にて別で飼育動物を扱っていた。

2. (2) イについて。場所提供や動物飼育についての必要なものを原告が揃えていたのは認める。業務上指示をしていたと主張しているが、資金について一切詳細を明確にして貰えず予算を組むことも出来ない状況であったため原告のやりたいような活動しか出来なかった。業務内容に納得

いかなる事があり何度も原告が特定非営利活動法人L a - V i d aの代表をすれば良いと申し出たが原告は拒否している。

2. (2) ウについて。ラヴィーダの住所を無断で変更している。について否認する。断りを入れる必要もなかったが原告に一報いれている。

5頁12行目～は改めて確認し認否反論する。

2. (2) エについて。すべて否認する。宮古島ドッグレスキューという団体ではなく宮古島の犬を救おうという任意団体に個人で所属していた。団体から抜け宮古島で継続していくために訴外緒方さんと宮古島アニマルレスキューチームを立ち上げた。原告から資金提供を受けていないはおろか一切関わっていない。立ち上げた当初は赤字であった。ロゴ作成も被告呉屋が独自で作成しており商標登録などしておらずメールは原告が一方的に送ってきているだけである。意図は不明である。

2. (2) オについて。特定非営利活動法人L a - V i d a設立にあたっての補助、そして運営に対して支援があったのは認める。ただし、幾度となく支援がストップし餌代がないという状況に陥った事があり、原告が病気を患い入院した時には全く援助がなく運営どころではなかった。入院する数か月前から資金がないと原告から明らかにされていた。

2. (3) アについて。実施場所に関しては原告が探しており一切被告呉屋は関わっていない。実施場所は原告の親戚から購入している。当日引越しをするまで原告呉屋は場所を見ていなかった。

2. (3) イについて。図面に関しては素人同志で話ししていたものであり建設業者を入れての打ち合わせなどは一切被告呉屋は関わっておらず全て原告が行っていた。

2. (3) ウについて。否認する。敷地内と言っても全く別に区切られており工事内容はわざわざ訪れないと確認出来ない状況であった。

2. (3) エ(ア)について。否認する。訴外タイシンと訴外アクアマインドとやり取りするようになったのは原告と業者がトラブルになってからである。原告に対して不満をぶつけるというのは正確ではない。建設業者は原告と契約書を交わしたかったにも関わらず原告は拒否したこと。そして餌代などL a - V i d aの資金がないと急に明らかにされた事などがあり原告に対し不信感を抱いていた。原告が主張するようにL a - V i d aの主体が原告ならば最初から代表になりなぜ建設業者と契約を交わ

さなかつたのか。支払い関連については全て被告呉屋の名前にしている事から不信感を否めない。

2. (3) エ (イ) について。当シェルターの一部でも飼育開始したかった為利用出来るか2度確認しに現場に入った事があった。その際たまたま水漏れ箇所を発見し、現場の建設業者ではなく原告に知らせた。原告が業者とやり取りしていたからである。

2. (3) エ (ウ) について。否認する。甲8の作成しなおしで甲9を作成したと訴外タイシンは認めている。実際甲9を元に訴外タイシンは訴訟を起こしている。

2. (3) エ (エ) について。否認する。共有していない。

2. (3) エ (オ) について。否認する。甲9以降に現場を仕切っていたのは被告呉屋というのが最初から最後まで原告が業者とやり取りしていた。そもそも全く関わっていないのに途中から仕切れるはずがない。工事費用の予算さえ知らない中非現実的である。甲100に関しても訴外タイシンが作成したものであり原告が宮古島にいる被告呉屋に署名貰うよう訴外タイシンに指示している。原告との連絡は言った言わないを避けるためメールのみと伝えていたにも関わらず電話でしか連絡をしてこず、業者含め全て曖昧な対応を原告はしていた為被告呉屋も巻き込まれる形となった。そもそも契約書を交わす前に建設工事をさせる異常さがあり原告は言葉巧みに人を信じさせる節がる。

2. (3) エ (カ) について。否認する。一度として被告呉屋から支払い請求などしていない。原告は工事費および支援費用など予算を一切情報公開しなかつた為はたして工事費用も支払うだけ用意されているのか各業者が不安がり宮古島にいた被告呉屋は業者から問い質され困っていた。実際被告呉屋も原告が工事費用を用意していたのか確認が取れていなかった。原告がそのような対応していた為現場は混乱していた。

2. (3) エ (キ) について。否認する。そもそも自由に出入り出来る状況であったので被告呉屋の許可云々ではない。そのうえ原告が訴外タイシンが破壊行為をしていると主張しているが、訴外タイシンは工事費用を払われない分資材を持ち帰ったことを原告にメールしていると別の訴訟で述べている。破壊行為とは意味が違うものである。

2. オについて。甲17は訴外タイシンが完成させられなかった残り少しの分の工事内容でありそのことに対する費用である。ただし金額があまりにも高いのと修繕費用にそこまで掛かっている事から実際に掛かった費用のみを原告は被告呉屋に請求すべきである。64万の振込みは甲17に対する支払いであると認める。ただし、甲17に対して業者の破壊行為に加担した事や損害賠償の話など原告と一切話をしていない。

2. カについて。被告呉屋が資金援助を受けていたのは特定非営利活動法人L a - V i d aの活動内容へ充てるの費用であってその他は一切受け取っていない。原告はサポーターと名乗る者から支援金を受け取ってL a - V i d aに支援していたようだが何度原告に問い質しても金額など一度も明らかにされなかった。そして知らない契約書が増えいつの間にか不法占拠扱いをしている。

2. キについて。否認する。特定非営利活動法人L a - V i d aに予算がなかったので宮里所有不動産は購入する具体的な話はしていなかった。訴外宮里獣医師も無料で貸し出し出来ると好意で申し出てくれていた。しかし被告中原が購入を決め訴外宮里獣医師も同意しており特にそこに関して問題はないはずだが原告は無理矢理こじつけている。そもそも訴外宮里獣医師に原告が犬を追い出そうとしていると被告呉屋から言った事実はない。

2. クについて。否認する。特定非営利活動法人L a - V i d aの資金援助などは原告から受けていたのは事実であるが、平成30年8月の譲渡会は宮古島アニマルレスキューチーム主催のものであり別団体なので原告は一切関係がない。そして原告に宮古島アニマルレスキューチームの通帳を渡したことがないにも関わらず管理していたと虚偽している。そもそも別会計で別のボランティアが会計していたので原告が扱う必要もない。そして被告L a - V i d aの通帳は原告が持ち去っており返却するよう求めたのは被告呉屋の方である。被告呉屋という代表の名で作った口座なので当然の権利である。

2. ケについて。否認する。原告が資金援助をしたのは特定非営利活動法人L a - V i d aであり、別団体の宮古島アニマルレスキューチームには一切資金援助は受けていない。そのような事実もなく独自で資金をやり繰りしていた。そのため最初のころは赤字が続き被告呉屋が負担していた。



令和4年(ワ)3562号賃料等請求事件

原告 砂川智秀

被告 特定非営利活動法人La-Vida 外3名

令和5年6月1日

大阪地方裁判所第8民事部1ア係 御中

### 証拠説明書

特定非営利活動法人La-Vida 吳屋順



甲号証	証拠の標目 (原本・写し)	作成日	作成者	立証趣旨
乙A-7	写し	令和5年5月29日	那覇地方法務局 宮古島支局	印鑑証明書として

# 印鑑証明書

陽乙A-17号証



会社法人番号 1200-05-012141  
 名称 特定非営利活動法人La-Vida  
 主たる事務所 沖縄県富古島市城辺字西里添760番地701  
 理事 吳屋順子  
 昭和54年11月28日生



この証明されている印鑑の写しに相違ないことを証明する  
 (沖縄地方裁判所管理)

令和5年5月29日

那覇地方裁判所富古島支庁  
 登記部

吳屋順子



受理番号 キ152442

COPY